

「長野県観光振興税（仮称）骨子に対するご意見の募集」

（パブリックコメント）の結果について

1. 募集期間

令和6年9月26日（木）から10月27日（日）まで

2. 意見提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵送

3. 意見募集結果

（1）意見提出者数

56 者

（2）意見件数

182 件 ※同趣旨のご意見については、1つにまとめて掲載しています。

（3）項目別意見数

① 賛否に関するもの：21 件

② 名称に関するもの：5 件

③ 課税客体に関するもの：14 件

④ 特別徴収義務者に関するもの：29 件（負担軽減 20 件、報償金 9 件）

⑤ 税率・税額に関するもの：26 件

⑥ 免税点に関するもの：14 件

⑦ 課税免除に関するもの：12 件

⑧ 用途に関するもの：27 件（県事業 17 件、市町村交付金 10 件）

⑨ 租税調整に関するもの：5 件

⑩ 用途検証に関するもの：18 件

⑪ その他：11 件

ご意見等	県の考え方
①賛否	
目的税の設定自体には賛成。	
観光振興税を徴収することには大賛成。	
観光客はごみを出し、インフラを使い摩耗させるので、彼らから税金を取ることには賛成。住民は既に多くの税金を払っており、すべての観光客が我々のコミュニティを維持するために適正な負担をすべきだと思う。	
観光振興税は必要と考える。	
賛成。観光振興を目的とした安定した財源確保は、長野県の観光地としての魅力をさらに高め、地域経済の発展にも寄与するものと期待している。	
観光振興税は基本賛成。	
観光のための財源を準備していただいたことを高く評価したい。自治体は集客人数を増やすことだけが目的であると勘違いをして、それをマネタイズするといった本来の目的を忘れがち。その結果折角の自然環境を維持できず、観光地が荒廃して、地域が崩壊していくといった、誰にとっても良くない状況に陥りかねない。	
今回の枠組みで試算すると年間約45億円程度の税収見込みとなることが明記されており、公平かつ合理的に必要な財源を確保できる制度設計になっていることから、基本的に賛成。	税導入の趣旨についてご理解をいただき、感謝申し上げます。
長野県観光振興税は良いと思うが、ただ仕事にきて宿泊しているお客様からの徴収はやめていただきたい。観光している人からしっかりと徴収するべき。	
宿泊税に関しては反対ではないが、3,000円以上の宿泊料金の場合に、一律300円が課税される、という2点には同意しかねる。	
観光業に対する予算が減らされる傾向にある昨今において、宿泊税の導入については県・市町村をさらに活性化していくためには必要であると考え。一方でデメリットとして、宿泊施設のオペレーションの負荷があげられる。	
観光振興税の導入は、これからの長野県の未来のことを考えると大いに賛成だが、制度内容は再考してほしい。	
基本的に、時代の流れから宿泊税徴収に対しては反対ではないが、徴収方法、納税方法において、現場の負担が増えないようなシステムを構築するために、まずは小さく初めてみた方がよいのではないかと。（例、免税点を引き上げる、または試用期間を設けるなど）	
観光振興税の創設に反対。行政がリスクを取ってやることではないと思う。民間の自由な発想や資金を奪う。	
観光振興税の導入には反対。	
宿泊税には反対。「地域のインフラを利用する旅行者が相応分の負担するのは妥当」との答申に、ものすごい違和感を持った。しかも宿泊したお客さんだけに。長野県は、観光立県であり、「インフラ等を整備するので、観光客の皆様安心してきてください」という姿勢かと思っていた。	長野県は、県内どこをとっても観光地と言っても過言ではない観光県であり、人口減少下において観光が地域経済に与える影響も鑑みれば、全県一体となって観光振興施策を推進していく必要があります。そのためには、持続的・安定的な財源確保が急務であり、従来のように県民の皆様から頂戴した税金等だけではなく、サービスの受益者である旅行者にも一定の負担をいただきたいと思います。税の導入を検討しているところです。
宿泊税の導入には反対。もし宿泊税を導入する場合、小規模ゲストハウスは大幅にオペレーションコストがかかることになり、宿泊客も減ることが予想されるため、宿泊業を辞めようか真剣に検討したいと思う。	

ご意見等	県の考え方
①賛否	
<p>観光振興税には反対。たとえ少額とは言え、現在の物価高と日本人の所得を考えると日本人の観光にブレーキをかけることになる。日本人の賃金を物価上昇を上回るように上げて観光に使える可処分所得を増やさないと観光客は増えないと思う。</p> <p>コロナ前は、日本人が年間観光に消費する額は約25兆円でインバウンドは5兆円と聞いている。5分の1しか無いインバウンドに対してどうしてそこまで注力するのか理解に苦しむ。説明会の資料によると、長野県の観光消費額は8,549億円、このうち外国人は541億円で全体のたった6.3%。県内延べ宿泊者数も約1,800万人のうち外国人は約150万人でたった8.3%。今後増えたとしても大した事無いと思う。それよりも賃金の伸びが低い日本人の観光消費額をどう増やすかを考えないといけない時に、例え金額が低くても行動が冷え込むような課税はすべきではないと思う。</p> <p>看板やパンフレット等を外国語対応する必要性はあるか。そのための費用として観光振興税を徴収するのはおかしいと思う。訪問先の言葉を少しでも勉強し、片言で苦労しながらなんとか旅行をするのが旅の醍醐味はないか。</p>	<p>他の先行自治体の例では、宿泊税導入後において、宿泊者数の減少傾向は見られておりません。</p> <p>長野県の総合計画「しあわせ信州創造プラン3.0」において、「世界水準の山岳高原観光地づくりの推進」を標榜していますが、これは、「コロナ禍で停滞した観光交流が回復し、観光産業の活性化や地域課題の解決が図られ、暮らす人も訪れる人も長野県を楽しんでいる」という長野県観光の目指す姿を一言で表現したものです。税は、長野県を訪れる皆様に効果を実感いただける取組に充てていく考えですので、ご理解をいただければ幸いです。</p>
<p>長野県を世界水準の観光地にしたい、もっと多くのお客さんを迎え入れたい。だから、長野県に観光に来て泊まるお客さんにその資金をください、ということだと思いが、観光とはその地その地が持つ「光を観に」来る旅のはず。世界水準にするために用意され、造られたものを観に来るわけではないと思う。</p> <p>観光地の不動産を外国資本が買い漁っている状況の中、今後ますます商売をやめて地元を離れる住民が増えるのではないかと…そんな危惧を多くの人々が持っている中で、反って「貧する」結果になる気がしている。</p> <p>私たちには「これがある」「あれがある」とある物探しをし、それを生かす。お金がないなら無いなりに、知恵を出し合い、力を合わせ生きていくのが持続可能な社会だと信じている。</p>	
<p>現時点で、長野県全体がオーバーツーリズムに直面しているわけでもなく、宿泊施設の平均稼働率は30%台といわれており、観光産業の成熟度も他県ほど進んでいない中で、新たな税金を導入することの必要性については慎重な検討が必要と感じる。</p> <p>観光振興には十分な予算が配分されるべきと考えるが、観光振興税だけではなく、既存の県予算や国の支援を最大限に活用し、観光業の振興に向けた包括的なアプローチが必要。</p>	<p>長野県は、県内どこをとっても観光地と言っても過言ではない観光県であり、人口減少下において観光が地域経済に与える影響も鑑みれば、持続的・安定的な財源確保が急務です。従来のように県民の皆様から頂戴した税金等のほか、国の予算の活用を行った上で、サービスの受益者である旅行者にも一定の負担をいただき施策を推進していく必要があると考えており、ご理解をいただければ幸いです。</p>
<p>物価高騰の常態化、各家庭の可処分所得の減少、エンゲル係数高水準(40年ぶり)、10年ぶりに5000件(上半期)を超える企業倒産等、日本人を取り巻く環境は厳しい状態。宿泊税についてどれだけ納税者に理解が得られるかが不安。インバウンドも増加しているが、長野県は9割以上が日本人客で、稼働率は全国最下位レベル。現状や課題は一定程度理解できるが、経済状況を鑑みて慎重にお考えいただきたい。</p>	

ご意見等	県の考え方
②名称	
<p>宿泊税ではなく観光振興税であるため、例えば「観光目的の宿泊ではない」や「県民であり所用のため」であるゆえに税を支払いたく無いという意見やトラブルが発生すると思われる。それに対し「平等に徴収するために宿泊客の全員より徴収するのだ」のような安易な答え方はしないで欲しい。各宿泊施設へ宿泊目的を記載するように伝達して観光目的である場合にのみ徴収するようにすれば解決する。そうでなければ名称を宿泊税に変えるべきである。</p>	
<p>先行自治体や検討中の自治体において「宿泊税」という名称が採用されている中、敢えて「観光振興税」という名称にしなければならないのか疑問。最も重要視すべきは、納税義務者にとっての分かりやすさや納得感ではないかと思う。「宿泊税」であれば、宿泊税を課税している他の自治体と同様に、宿泊したら課税されると認識できるが、「観光振興税」だと他の自治体で課税している宿泊税と何が違うのかとか、観光目的で来たわけでもないのに課税されるのかといった問い合わせを受けるケースが考えられ、フロントなどの現場に混乱をもたらすのではないかと危惧している。</p>	<p>ご意見を踏まえ、観光目的以外の宿泊者にも理解を得やすいよう、税の名称を「宿泊税」としたいと考えているところです。</p>
<p>「宿泊」という言葉を用いない明確な理由があるか。</p>	
<p>税の名称については、特別徴収義務者が宿泊者から徴税する際に混乱、トラブルを生まないような名称とすること。</p>	
<p>ビジネスホテルにおいては、観光振興税という名称では、お客様から理解を得られない。</p>	

ご意見等	県の考え方
③課税客体	
<p>宿泊業だけでなく、飲食業、小売業などにも沢山の恩恵があると思うので宿泊のみから徴収するのは不公平ではないか？</p>	<p>長野県観光振興審議会において、新たな観光振興財源の確保策を検討いただき、消費（取引）と行為（宿泊）の場所が近く課税客体の捕捉性が高いこと、日常利用との区別の容易さを踏まえ、「短期の滞在者」として、「宿泊」行為への課税を検討することが望ましいとの答申をいただいたところです。この答申を踏まえ、今回「宿泊」行為への課税の制度設計を進めているところですが、審議会答申では、更なる財源確保策について検討も求められていることから、今後、入山や入域等への利用者負担の手法について、他自治体の事例等を研究してまいります。</p>
<p>観光とは宿泊する人だけを指すのか？日帰り、車中泊、キャンプ等は観光ではないのか？アクティビティ利用者は観光ではないのか？ 宿泊する人間は贅沢だ、宿泊施設から徴収するのが手取り早いと言う安易な発想ではないか？観光財源確保目的であれば観光に関わる業者、業務からの徴収が原則であり、その方が財源も増えるのではないか？</p>	
<p>宿泊行為以外に課税する予定があるか。その場合は名称に関しても検討が必要。</p>	
<p>税額の引き下げや免税点の引き上げにより税収見込みが減少する分については、観光振興に係る宿泊行為以外からの課税を実施し、必要額を確保すればよい。</p>	
<p>今回の税金の導入は観光振興を目的としているとのことだが、観光目的ではなく仕事で宿泊する県民に対しても課税することは、今回の税金の目的にそぐわないのではないか。特に、東西南北に広く公共交通網が全県に整備されていない中での仕事での県内移動は大変。</p>	<p>宿泊客が受ける行政サービス（受益）は目的によらず一定であり、宿泊目的を捕捉することは困難なことから、宿泊目的による課税免除等は考えておりません。また、税の公平性の観点から県民を課税の対象から外すことも考えておりません。なお、宿泊施設や公共交通機関のDXの推進等、目的によらない宿泊客の利便性向上等に取り組むことを検討しています。</p>
<p>建設業・土木事業等の工事関係者も数多く受け入れているが、彼らは、観光をしに来ているわけでもなく、自分の意志で滞在しているわけでもないので、観光振興税を徴収するのは疑問に感じる。</p>	
<p>仕事で長野県内を移動する際に宿泊施設を使用するが、観光とは全く関係ないのに毎回徴収されるのか？</p>	
<p>観光振興のための目的税であるのに、出張及びビジネスを目的に来訪される方からも徴収するとトラブルになりかねない。</p>	
<p>「自然公園」「マウンテンリゾート」「移動自体をアクティビティとして楽しめる環境の整備」といった山岳を主とする税ならば、観光振興税どころか登山料・入山料・使用料と言った直接的に受益しようとする者に対して関所を作って料金や税金をかければ良い。それでは賄えないしコストも掛かる故に全県的に行う目的税だとは理解するが、平等な受益者負担となっておらず、安直な骨子であるため不満。納税者に税導入の効果を実感してもらうことができるのか？</p>	<p>長野県には、歴史、文化、温泉など、各地にそれぞれの特徴があると認識しており、山岳高原地域のみを重点的に整備していくことは考えておりません。なお、審議会答申では、更なる財源確保策について検討を求められていることから、今後、入山や入域等への利用者負担の手法について、他自治体の事例等を研究してまいります。</p>
<p>増税による強制徴収よりも「自主性」を大切にしたい。長野県へ訪れる人が増えていることは大変良いことだが、実質宿泊料金の値上げとなり、消費者の購買意欲を低下させることになるので、そのために宿泊者に「課税」することは問題ではないか。新たな税の導入ではなく、既存の「ふるさと納税」制度の改善や活用を促し、長野県に関わる人が「長野県の振興のためなら、納税しよう！」と心から思える取組に力を入れていただきたい。</p>	<p>国内外に負けない「世界水準の山岳高原観光地づくり」を推進していくためには、持続的・安定的な財源確保が急務です。その上で、今後の取組に必要な財源については、従来のように県民の皆様から頂戴した税金等のみで実施するのではなく、サービスの受益者である旅行者にも負担いただきたいという考えのもと、今回「宿泊」行為への課税について、制度設計を進めているところです。</p>

ご意見等	県の考え方
③課税客体	
<p>税導入は、観光地の魅力向上や観光客の増加を目的とした施策を実施するためと理解しているが、目的達成のためには国債を発行して対応することが妥当と考える。</p> <p>1. 観光業への影響 観光客や観光関連事業者に追加の経済的負担を強いる可能性があり、旅行先の選択肢から長野県が外れるリスクがあり、長野県の観光収入全体にネガティブな影響を与える可能性が高い。</p> <p>2. 地域経済への波及効果 特に中小規模の宿泊業者や観光事業者において、顧客減少等により経営が困難になる可能性が高く、地域の雇用にも悪影響を与える恐れがある。</p> <p>3. 国債発行による財源確保の提案 観光インフラ整備や地域振興に長期的に取り組むためには、安定的かつ十分な財源が不可欠。観光振興税は短期的な財源となり得るが、税収が安定しない可能性や、観光客に負担を強いるリスクがあるため、国債発行による対応が適切。</p> <p>4. 国債発行の利点 国債は、政府が低金利の下、発行することができ、将来的な返済負担も適切な財政運営が行われればコントロール可能。また、観光振興のための投資は将来的に日本全体の経済成長にも寄与し、長期的に利益をもたらすものと考えられるため、国債による財源確保が合理的。</p> <p>5. まとめ 観光振興税の導入は一つの選択肢だが、国債発行により、長野県の観光業を持続可能な形で成長させ、地域の経済活性化に繋げることが可能となる。</p>	<p>国内外に負けない「世界水準の山岳高原観光地づくり」を推進していくためには、持続的・安定的な財源確保が急務です。一方で、現状の地方財政制度では、県税収入が増加しても地方交付税は減少することとなり、長野県独自の新たな財源確保策を検討することが必要です。長野県においては、観光振興審議会の答申を踏まえ「宿泊」行為への課税について、制度設計を進めているところです。</p>
<p>消費税の免税制度をやめるか、免税の上限を大幅に引き上げるように国に要請する方が先決ではないか。 入国税として、例えば1人10,000円を徴収すればオーバーツーリズム対策にもつながる。この金額を各都道府県市町村に分配すれば観光振興税を課税しなくて済み、手間も省ける。県で簡単に税を課することができるからと言って、短絡的に課税項目を作らないで頂きたい。 県で森林税を徴収しているが、予定通り使えていないと聞いており、観光振興税も同じようにならないか危惧。</p>	
<p>特に長野県の観光は山岳などの自然環境や、里山、ふるさとの田園風景などといった環境によって信州のブランド価値が発生していると思う。環境の価値をお金で徴収するのは極めて難しく、富士山のように入山料のような形で徴収できればよいが、信州は全体が観光地であるため、入山料、入場料のような徴収は難しい。よって、観光振興税のような仕組みでご宿泊されるすべての方から徴収をするというのはよい方法であると考えます。</p>	<p>県の考え方にご理解をいただき、感謝申し上げます。</p>
<p>ネットカフェの夜間宿泊が非課税で、宿のみ課税されるとなると、価格競争上不公平ではないか？ 低価格帯宿の競合として近年台頭しているのがインターネットカフェの鍵付き完全個室であり、名称こそネットカフェだが、実態はフラットベットの鍵付きの個室となっていて、一泊が快適に過ごせるようになっており、現実にはビジネスホテルの低価格版として利用されているのが実態。 若い旅人と話をすると、今日はゲストハウス泊だが、昨日はネットカフェの鍵付き個室に泊まったといった話を沢山聞く。 自分も低価格帯宿（ゲストハウスのような宿）を運営しており、インターネットカフェの価格と同程度となるよう料金を決定している。宿の魅力で差をつけると言っても、若者の場合はどうしても価格が第一になってしまうためである。</p>	<p>長野県観光振興審議会において、新たな観光振興財源の確保策を検討いただき、課税客体の捕捉性が高いこと、日常利用との区別の容易さを踏まえ、「宿泊」行為への課税を検討することが望ましいとの答申をいただいたところです。この答申を踏まえ、今回「宿泊」行為への課税の制度設計を進めているところですが、低価格料金での宿泊者の税の負担感の軽減については、免税点の引き上げを検討しています。</p>

ご意見等	県の考え方
④特別徴収義務者（特別徴収義務者の負担軽減）	
宿泊施設の事務負担が大きい。	<p>長野県では、他の先行自治体の例も参考にしながら、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税導入に伴うシステム改修等に対する支援 ・税導入の趣旨等を説明するリーフレット等広報資料の配布 ・一定の要件に該当する場合、申告納入を3か月に1回とする特例の設定などの特別徴収義務者の負担軽減策を検討しているほか、宿泊事業者の皆様等に向けた徴収事務等に係る説明会の開催を検討しています。 <p>なお、いただいたご意見については、今後の徴収事務に関する検討の際の参考にさせていただきます。</p>
フロント業務に負担がかかる。また、人不足の中、専任担当を設けるなど、現役社員に負荷がかかる。内容を端的にお客様に説明できるような対応を検討してほしい。	
家族経営の小規模な旅館や民宿が大多数を占める地域もある。徴収に際しては、負担が大きくなるような方法での徴収をお願いしたい。また、宿泊事業者に向けた丁寧な説明をお願いしたい。	
インバウンド客への対応を検討してほしい。	
平日は勿論、土日祝日及び17時以降つながるホットラインを開設してほしい。	
せめて、お客様に納得を頂ける趣意書を国または県が作成し、全ての宿泊事業者に配布していただきたい。	
電子申告制度をさらに推進するなど、手続きのさらなる簡素化を求める。	<p>特別徴収義務者が税を申告納入する際に、eLTAX(エルタックス)による電子手続きを可能とし、負担軽減及び利便性向上を図ります。</p> <p>また、eLTAXによる電子申告・電子納入をより行いやすくするため、手引きの作成を検討しています。</p> <p>長野県観光振興審議会からの答申を踏まえ、宿泊事業者等が、宿泊者から宿泊税を徴収し、県に納入していただく特別徴収の方法によることとしております。</p> <p>なお、宿泊事業者が宿泊者に対して、チェックイン時に別途宿泊税の納税が必要となることを説明しやすいよう、税導入の趣旨等を説明するリーフレット等の配布を検討しています。</p>
宿泊客はほとんどのケースで事前にカードで宿泊料金を事前払いしているの、チェックイン時に別途宿泊税を徴収すれば、文句が出ることは明らか。また、事前に徴収するとなると、予約サイトから余分にコミッションを取られて、損をするのは事業者。宿泊税を取るなら県が直接、宿泊客から徴収する仕組みを作るべき(EG:バリ島は独自に政府がQRコードを設置してそこから直接観光客から税金を徴収)	
徴収方法・申告等を簡単にし、お客様から理解が得られる徴収の形にしてほしい。	
エルタックスが使いにくい。	
県民割、GOTOキャンペーンの時のように書類保管や作成が出てくると現場の負担が大きい。	
システム改修の費用を支援してほしい。	税に係る帳簿の記載や書類の作成、それらの保存をしていただくこととなりますが、税導入に伴うシステム改修等に対する一定の支援を実施する予定です。
特別徴収義務者が税の徴収のために必要なシステム改修費用については、長野県において全額負担（交付）すること。	税導入に伴うシステム改修等に対する一定の支援を実施する予定です。
納税義務者である宿泊者が税の支払いを拒否し、結果的に徴収できなかった税額について、特別徴収義務者が負担することがないようにすること。	<p>地方税法の規定により、徴収すべき額を特別徴収義務者に納税いただくを得ませんが、支払拒否の未然防止に向け、十分な周知や説明資料の提供等に努めます。</p>
納税拒否者への対応を検討してほしい。	
宿泊税を一律現金で徴収するか、各事業者に任せるか、県でしっかりと案内してほしい。	<p>税の徴収方法は、各施設とOTAとの取り決めにより、決定(選択)いただくことから、現時点で、県から統一的な徴収方法を示す予定はありません。他の先行自治体においても、徴収をOTAをお願いしている場合、OTAでは宿泊料金のみ徴収し、税だけはフロントで徴収している場合があります。</p>
一部の海外OTAでは、入湯税の設定がエラーのままになっており、改善の予定もない模様。宿泊税が始まった場合、海外OTAが対応できるとの確約は取れているか？また、サイトコントローラー、PMS等のシステム対応の確認もできているか？	
OTAからの予約で、現地（フロント）で税金のみ徴収する際は、「県で用意したおみやげが付きます」といった形としてほしい。	

ご意見等	県の考え方
④特別徴収義務者（特別徴収義務者の負担軽減）	
<p>OTA経由の予約は宿泊税については基本的に現地での徴収となるが、国内単品の場合、飛行機とのセットの場合、JRとのセットの場合など予約経路によって、清算方法が異なるため、手間が発生。またこの手間を省略するため、OTAの販売金額に宿泊税を上乗せして販売している施設もある。そうすると本来発生するはずのない、宿泊税にかかるOTA販売手数料も施設は負担する形となるほか、上乗せせずに現地徴収もせずに施設負担で泣いてしまっている施設も存在するという。</p>	<p>税の徴収方法は、各施設とOTAとの取り決めにより、決定（選択）いただくことから、現時点で、県から統一的な徴収方法を示す予定はありません。他の先行自治体においても、徴収をOTAにお願いしている場合、OTAでは宿泊料金のみ徴収し、税だけはフロントで徴収している場合があります。</p>
<p>現地サービスに人員を割きたいので、支払いはOTAでの事前決済に移行してきた。今後、宿泊税を現地払いすると現場に負担がかかり、その時間をサービスに割けなくなる。一方でOTAに宿泊税も込みの料金にすると、宿泊税に対してもおおよそ15%のOTA手数料がかかり、それを宿が負担することになる。また宿泊税込の宿と宿泊税別の宿がOTA内に混在し、宿泊客にとってもわかりづらい。</p>	

ご意見等	県の考え方
④特別徴収義務者（特別徴収義務者報償金）	
<p>観光振興のために宿泊業者も積極的に協力できる仕組みは重要であり、事務負担の増加については理解している。ただし、小規模な宿泊事業者にとって、この徴収事務が過度な負担とならないよう、報奨金制度の拡充を求める。</p>	<p>長野県においては、特別徴収に係る経費を補助する目的ではなく、納期内納入を促進し、県税収入の確保を期することを目的に、法定税目の特別徴収義務者に対して、既に特別徴収義務者報償金を交付しています。法定外税の宿泊税においても同様に特別徴収義務者報償金の交付を検討していますが、その交付率は法定税目における交付率との均衡を十分考慮のうえ設定する必要があると考えます。なお、税導入に伴うシステム改修等に対する一定の支援を別途実施する予定です。</p>
<p>宿泊客がクレジットカードで税の決済を行った場合、宿泊事業者がカード業者に支払う金額は2.74%~3.5%ほどが相場なので、現行の特別徴収義務者報奨金の支払い利率のままであれば、徴収義務者の負担増となる可能性もある。</p>	
<p>観光振興税の徴収と管理が面倒。手間賃が貰えるようだが、雀の涙みたいな金額では割に合わない。行政側でも、徴収に係る人件費、納入申告書等作成・発送費、特別徴収義務者報奨金などの業務量が増え、費用がかさむようであれば意味がないと思う。</p>	
<p>クレジットカードの加盟店手数料が3~5%であることを考えると赤字になる。報奨金本来の目的である、事務経費の負担になっていないので、あと2~3%程度上乗せしてはいかがか。</p>	
<p>この税金の徴収は、ビジネスホテル等観光を目的としない施設や低料金でサービスを提供している施設に、売上減少や経費増をもたらし、客室料金の値上げに対して困難を極めている施設が多い中で、中小ホテルの経営をひっ迫させるほか、徴収による事務負担も増大する。システムの改修費用、納税事務等、現状の報奨金では、とても賄えない。</p>	
<p>納税事務負担も、報奨金ではとても割に合わない。事務費用、振込手数料等を踏まえた分析が必要。</p>	
<p>事前カード決済や現地カード決済の場合の決済手数料分は旅館負担になってしまう。その分の還付（5%から10%前後）を永続的にお願いできないか？</p>	
<p>東京都、大阪府、福岡県等と同様に、制度が定着するまでの「開始5年間は+0.5%」加算すること。</p>	
<p>税の徴収事務を行う特別徴収義務者の負担を軽減するため、特別徴収義務者報償金については、特別徴収の事務に要する経費の一部を補助する事務補助金であることを明確とする名称（例京都市：宿泊税特別徴収事務補助金）に変更すること。</p>	

ご意見等	県の考え方
⑤税率・税額	
<p>定額で300円にさせていただいたのは大変にありがたい。前回定率での徴収が検討の俎上に上がっていたが、定率では計算が煩雑になる。徴収額が一人につき数千円以上になるのであれば定率についても考慮の余地があるが、300円程度の金額を定率で徴収するために会計システムを改修し、会計作業の業務増の為に人員を確保し、結果的に宿泊者一人当たり20円～50円程度の徴収コストが増えたのでは、徴収業務をする為に徴収をするといった本末転倒な事態を引き起こす。そうでなくても労働力が不足している中ですので、定率という発想は普段会計業務をしていない経営者の机上の空論としか思えない。また税額300円は金額的にも多くの自治体が採用している入湯税の2倍程度の金額であり、受け入れられやすい金額であると思う。</p>	<p>県の考え方についてご理解をいただき、感謝申し上げます。</p>
<p>OTA経由の予約の場合、定額制を導入している先行自治体税においても税徴収時に施設に負担が生じているので、定率制となると、宿泊金額に応じた計算が必要となることから、施設の負担はなおさら大きくなることが予想される。施設の負担を鑑みると、定額制の導入を優先して検討いただきたい。</p>	
<p>定率制では旅行代理店経由、ネット販売、繁忙期など料金差が生じることが多くなるなど、計算が複雑になり、また売り上げ向上の局面では税負担が目立つ等、経営への影響が大きくなることが想定される。本案のとおり定額制にすることで、年間納税見込み額も立てやすくなり、長期的な事業計画や資金繰りを描きやすい。</p>	
<p>「定額制」ではなく、「定率制」を採用すること 宿泊単価の低いあるいは小規模の宿泊施設が多数を占める長野県においては、全ての宿泊施設から集められる「定率制」を採用することが、以下の点からもふさわしい。</p> <p>1 宿泊料金に対応した「定率制」の方が、宿泊者、特別徴収義務者である宿泊事業者にとって公平な負担となること。 ・宿泊料金の一定割合が税額となる「定率制」を採用することにより、利用者負担の均一化が図られ、低価格帯施設利用者の課税免除（免税点）の設定が不要となること。</p> <p>2 「定額制」を導入した場合税収を増やすためには宿泊者数を増やすしかない一方、「定率制」を採用した場合には、将来の宿泊料金の変動にも対応でき、オーバーツーリズムが叫ばれる中、「世界水準の山岳高原観光地」を目指す長野県観光の方向性や「観光は量から質へ」という方向性にも一致している。</p> <p>3 都道府県レベルでも、沖縄県が定率制を採用する方針となっている。</p> <p>どうしても「定額制」を採用する場合には、利用者負担の軽減、独自課税市町村の課税余地の保持の観点から、税額を300円から200円に下げること。</p>	<p>ご意見のとおり、定率制は、観光消費額の増を目指す県の方向性に合致するほか、宿泊料金に応じた負担となり、理解を得やすいといったメリットがあると考えます。</p> <p>一方、長野県においては、 (1)宿泊客が受ける行政サービスは宿泊料金に関わらず同等であること (2)宿泊者や事業者にとって税額がわかりやすいこと (3)独自課税を検討している市町村とも租税調整がしやすいこと を総合的に勘案し、簡素な制度とすることを重視し、定額制を採用することとしています。</p>

ご意見等	県の考え方
⑤税率・税額	
<p>価格設定や徴収時の観光客への説明時の手間等を踏まえると、定額制による設定は導入ハードルが低いと考える。</p> <p>海外では、「宿泊税はよりよい観光サービスを受けるために、課税者＝観光客が宿泊した地域に対して支払うものである」という考え方が主流のため、宿泊するホテルのランクや金額、宿泊日数に応じて定率制での徴収が一般的であるため、今後よりグローバルな観光推進を行っていく上では、将来的に定率制への移行も検討して良いのではないかと考える。</p> <p>人口減少に伴い、受入可能な観光客が減少する中、より高付加価値な旅行商品の提供や地域外から稼ぐということが必要となるため、定率制を導入することでさらに安定的に財源を確保できる可能性があると考えます。</p>	
<p>定額制ではなく定率制が相応しい。理由としては以下の4点が少なくとも考えられる。</p> <p>1. 大前提として、新たな税制の導入による財源確保は県及び県内の観光地が世界水準の観光地として発展・成長していくための物であり、当然だが観光の発展に従って財源も発展する必要がある。観光地・宿泊施設にとって人口減少時代に向け経営の効率化と同じく商品の高付加価値化を目指し、適正な価格転嫁により今後宿泊代金は上がっていかねばならない。その流れの中で「定額」では発展性が無く、宿泊代金への「定率」は将来に向けて財源の安定確保につながる。</p> <p>2. 県内宿泊施設は小規模・低価格帯が多く、低価格帯での宿泊者にとって300円は負担割合が大きい。例えば6,000円の宿泊代金であれば300円は5%という負担、20,000円の宿泊代金であれば300円は1.5%となり、一律定額300円は税の原則である公平さに欠く。</p> <p>3. 他の税ではあるが「入湯税」の例を見ても「定額」では財源の増加という点では限定的となってしまう。</p> <p>4. 長野県の観光を考えると地域特性や施設規模、価格帯も多種多様。これらの現実がある中で一律定額300円は安易すぎる。</p> <p>同じ観光立県を標榜する沖縄県は定率で検討を進めている。長野県も骨子の定額300円ありきではなく「定率」への英断もしくは観光を柱としている市町村の独自課税余地を残すよう県税としての「定額」を下げるべき。</p>	<p>ご意見のとおり、定率制は、観光消費額の増を目指す県の方向性に合致するほか、宿泊料金に応じた負担となり、理解を得やすいといったメリットがあると考えます。</p> <p>一方、長野県においては、</p> <p>(1)宿泊客が受ける行政サービスは宿泊料金に関わらず同等であること</p> <p>(2)宿泊者や事業者にとって税額がわかりやすいこと</p> <p>(3)独自課税を検討している市町村とも租税調整がしやすいこと</p> <p>を総合的に勘案し、簡素な制度とすることを重視し、定額制を採用することとしています。</p>
<p>何の恩恵も受けないビジネス客からも300円徴収するのは、ひどいと思う。観光目的の人は10,000円以上の宿を予約する方が多いと思うので、10,000円以下は100円、20,000円未満は200円、20,000円以上は300円くらいにしたほうが良いのではないかと1%徴収でも良いと思う。</p>	
<p>長野県内で一律の税額設定とするのはなぜか。恩恵を大いに受けられる場所、そうでない場所とがあるのに、観光スポットの多い市と観光スポットの少ない町で税額が同じことに疑問がある。</p>	
<p>1泊1万円のホテル等に泊まって300円が上乗せになると、1泊3千円の民泊等に泊まって300円が上乗せになるとで差がないのはなぜか。金額を抑えて旅行したい人の旅行する機会を減らす要因となりかねない。また、連泊する人の数が著しく低下する恐れがある。</p>	<p>旅行者（宿泊者）が受ける行政サービス（受益）は、宿泊料金や宿泊目的によらず一定であることを踏まえ、税額は一定とすることとしています。また、県内各地に世界にも誇りうる観光地を有する本県においては、県と市町村が一体となって施策を進める必要があり、県において市町村への財政支援も組み込んだ制度としていることや、先行導入自治体及び検討中の自治体の税額水準も踏まえ、税額を設定しています。</p> <p>県の直近5年間の観光消費額調査においても、宿泊者は1回の宿泊旅行で1人当たり平均約4万円を消費していることから、旅行者（宿泊者）にとって過大な負担とまでは言えないと考えています。</p>
<p>宿泊料金15,000円未満では、定額制の宿泊税導入自治体の中で、長野県が最も高い税率となる。古都京都市よりも高く、長野県へ行けば高いというイメージにならないか。よって、免税点を長野県の平均宿泊利用料金8,000円、最低税率を200円としたら良いのではないかと。また、宿泊料金が高いほど負担割合が低くなる逆進性が生じるので、段階的に税率を上げた方が良いのではないかと。(cf. 免税点なしの一律300円だと一律という点では良いかも知れない)。</p>	<p>なお、低価格料金での宿泊者の税の負担感の軽減については、免税点の引き上げを検討しています。</p>

ご意見等	県の考え方
⑤税率・税額	
<p>宿泊料金が3,000円の場合には、消費税と合わせて20%となり、課税しすぎではないか。5,000円以上100円からなど、他市町村の例からも2%程度の課税に納めるべきと考える。</p> <p>観光目的ではない長期利用（滞在）者は比較的安価なビジネスホテルに多く、宿泊料金にしても、数百円の値段設定を悩みに悩んで行っている。</p> <p>有名な観光地や温泉旅館は確かに宿泊費を数千円上げて宿泊者数に影響はないかもしれないが、ビジネスホテルでは数百円で影響が出てくる。</p> <p>宿泊税も、まずは有名な観光地や温泉地で使われるのであれば、長野県民として、そういった整備自体には反対しないが、一律の課税という点に関しては配慮いただきたい。</p>	
<p>低価格帯の宿泊施設にとっては割高感が否めない。よって、宿泊単価にある程度段階を設けて、累進課税的な制度にするべき。個人的には、1泊1万円未満なら、観光振興税は0～100円程度が望ましいと考える。</p>	
<p>ただ仕事にきて宿泊しているお客様から300円徴収するのはやめていただきたい。観光している人からしっかりと徴収すべき。</p>	
<p>税は公平でなくてはならないと思うので、安い宿泊代の場合には税額を低くし、高い宿泊代の場合には税額を徐々に高くする、累進課税にしていきたい。</p>	
<p>ペンション等は宿泊料金が低額のため、一律300円ではなく宿泊料金に応じた税額にしてほしい。</p>	<p>旅行者（宿泊者）が受ける行政サービス（受益）は、宿泊料金や宿泊目的によらず一定であることを踏まえ、税額は一定とすることとしています。また、県内各地に世界にも誇りうる観光地を有する本県においては、県と市町村が一体となって施策を進める必要があり、県において市町村への財政支援も組み込んだ制度としていることや、先行導入自治体及び検討中の自治体の税額水準も踏まえ、税額を300円としています。</p> <p>県の直近5年間の観光消費額調査においても、宿泊者は1回の宿泊旅行で1人当たり平均約4万円を消費していることから、旅行者（宿泊者）にとって過大な負担とまでは言えないと考えています。</p> <p>なお、低価格料金での宿泊者の税の負担感の軽減については、免税点の引き上げを検討しています。</p>
<p>仕事のために長野県へ出張して宿泊するケースも多くあり、物価高の折、特に民間へのお出張費は可能な限り抑えたいのが実情。そのような顧客に観光のため一泊一人当たり300円を課税するのは、著しく公平性に欠ける。観光用途とビジネス用途では、ある程度素泊まりの平均額に乖離が認められると思われる。</p>	
<p>小規模事業者がこれほど無視されるとは思わなかった。宿泊料金3,000円以上の事業者が50,000円の事業者と同じ300円が徴収されることに納得がいかない。観光振興税は主に観光地に使われることが多いと思うし、観光地にあるから高額な宿泊代が成り立つ。観光地でない小規模事業者が同じ300円を何故負担しなければいけないのか。これでは大手観光事業者に寄り添っているとしか思えない。是非全ての事業者が納得できる方法を今一度ご検討いただきたい。</p>	
<p>ゲストハウス・ライダーハウス・ユースホステル・旅人宿と言われる主に若者向け低価格帯宿や長期工事業者向けの宿（3000円～6000円程度）の宿の場合は、税率が5～10%となってしまう負担が大きすぎるのではないかと。安宿いじめではないか？</p>	
<p>世界的な観光名所の京都の200円よりも高額な300円という税額に唖然とした。お客様はこの県に京都以上の魅力を見出してくれると思うか？</p>	
<p>泊食の形態は大きく異なり、その単価も数倍の差がある。そのため、素泊まり5千円から6千円でお泊りになるお客様に、一律300円の課税というのは無理がある。</p>	

ご意見等	県の考え方
⑤税率・税額	
<p>税込試算が年間で約45億円となっており、検討部会報告書p28の試算に準拠したものと推察するが、税金をかけることによる客足への影響が全く考慮されていない。一次関数的に増える訳はなく、世の中では取らぬ狸の皮算用であり、行政が堂々と出す試算ではないと思う。</p>	<p>他の先行自治体の例では、宿泊税導入後において、宿泊者数の減少傾向は見られておりません。なお、納税者はもちろん宿泊事業者にも税導入の効果を実感いただけるよう、県が責任を持って取組を進めてまいります。</p>
<p>税金をかけることによる観光客数や観光消費額への影響はどこで試算されていますか？県民が気にするところってまさしくそれだと思う。</p>	
<p>もっと現場の声を聞いてほしかった。入湯税と二重課税されるのか、各市町村と決めてからにしてほしかった。</p>	<p>入湯税と宿泊税は、課税の趣旨が異なり、課税客体を異にすることから、二重課税とはならないと考えます。なお、低価格料金での宿泊者の税の負担感には、免税点の引き上げにより対応することを検討しています。</p>
<p>温泉旅館等に泊まる場合、入湯税150円（市町村）と宿泊税300円（長野県）の二重課税となるが、どちらか減免できないか。長野県内の温泉街の多くは廃れており、450円を取ると温泉旅館に来る人が激減してしまうのではないか。せめて、両方で300円とならないか。</p>	
<p>税額を100円にしていきたい。</p>	<p>低価格料金での宿泊者の税の負担感が大きいということからお寄せいただいたご意見でしたら、免税点の引き上げにより対応することを検討しています。</p>
<p>宿泊料金10,000円以上の宿は税額200円とすべき。</p>	

ご意見等	県の考え方
⑥免税点	
徴収の手間の割に、小規模事業者にとってのメリットは少ないと思われる。免税点を10,000円程度に引き上げるべきと考える。	パブリックコメントや県民説明会にお寄せいただいたご意見を踏まえ、免税点を引き上げることを検討します。
3,000円(素泊まり)未満の宿泊料金の場合徴収しないところがあるが、むしろ3,000円未満の宿泊料金の宿泊者の目的こそ観光目的が主となるバックパッカーが多いのではないかと考える。受益者負担を考えると免税点とするのはおかしいと考える。施行予定日も先なのだから、各宿泊施設と宿泊者に対し宿泊目的の確認を取るべきである。	居住地や宿泊目的により受ける行政サービス(受益)は変わらないこと、また、宿泊目的を捕捉することが困難なことから、宿泊される皆様に一定のご負担をいただくこととしていますが、パブリックコメントや県民説明会にお寄せいただいたご意見を踏まえ、低価格料金での宿泊者の税の負担感に配慮し、免税点を引き上げることを検討します。
毎月数回は県内の宿泊施設を利用。仕事で使用するビジネスホテルで3,000円未満のところはない。いくら以上の場合には自費ということもあるので、せめて県外から、または観光目的ということが明らかでなければ、払う必要を感じない。	
観光目的の宿泊客に課税対象をできるだけ絞るため、一人一泊7,000円未満の宿泊料金の場合は徴収しないものとしてほしい。	
当旅館では、客単価は宿泊のみだと6,000円弱、主な宿泊利用者は出張の中長期滞在の方。彼らに対する課税は、今回の税導入の目的とは異なり、単なる値上げとらえられかねられない。	
免税点の金額設定が低いと感じる。免税点を3,000円に設定した根拠を明確にしていきたい。	宿泊者の受益は宿泊料金に関わらず一定である一方、葬儀場や研修施設への宿泊など、低額の宿泊料金の場合に配慮し、免税点を3千円としています。なお、パブリックコメントや県民説明会にお寄せいただいたご意見を踏まえ、免税点の引き上げを検討しています。
仕事で宿泊される方は、少しでも安い宿泊施設へ流れる傾向がある中で、1泊につき300円の負担はかなり大きく、徴収にはかなりの抵抗感がある。なので、免除点7,000円を希望する。	ご意見の趣旨を踏まえ、免税点の引き上げを検討します。
企業努力で宿泊料金を抑えている宿泊施設にとっては、如何に説明を工夫しようとしても実質300円の値上げとみられてしまう。他地域の宿泊税では、6,000円未満が免税であったり、宿泊料金によって税額の多寡が決まっていたりするので、免税となる金額のラインについては、再度検討をお願いしたい。	
免税点を10,000円にしていきたい。	
利用者負担の軽減、低価格帯施設利用者の課税免除の観点から、免税点を3,000円(素泊まり)から6,000円(素泊まり)に変更すること。	
学生層やファミリー層が気軽に泊まれるゲストハウスとして、また移住相談や二拠点居住など、交流型の宿として関係人口を増やす拠点的役割を果たしている。素泊まり3,500円でたくさんの方に泊まっていたら何とかやってきているが、300円の税を支払うと経営が難しくなる。免税点を5,000円以上にしてもらいたい。	
3,000~3,500円の素泊まり料金を設定しているゲストハウスにとって、300円の宿泊税はあまりに大きすぎる。100円を値上げするのにも苦労しているのに300円アップは高すぎる。若い客(日本人、外国人問わず)が大半なので、若者を旅から、長野から遠ざける結果になるのは明らか。最低でも免税点を5,000円に引き上げるべき。	

ご意見等	県の考え方
⑥免税点	
<p>免税点は設けない方が良い（もし、設けるならば免税点の設定を大幅に上げる）。観光振興税(仮称)の実績数値を活用し今後の「観光戦略」の基礎データとしていくための信憑性が著しく低下する。</p> <p>（免税点以下のお客様は長野県に泊まった、地域に泊まったというデータに集計されない）</p> <p>以上の理由から免税点を設けない方が良いが、もし免税点を設けるとすれば、最低でも6,000円（素泊まり）程度まで上げ、低価格帯施設利用者そのものを制度から外す事の方が良い。</p> <p>骨子案で免税点を設置した理由は「低価格帯への配慮」・「納税者と特別徴収義務者からの不満のはけ口」と考えられるがそもそも定額でなく定率であればこの問題は解決する。</p> <p>とは言え、骨子案の中での話として、「世界水準の観光」を目指す上で免税点を設ける事のデメリットは以下の3点。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 免税点価格以下での商品造成をしようという圧が事業者に生じてしまい、物価上昇のトレンドの中にあるながら宿泊代金の価格転嫁や売上増にブレーキがかかる恐れがある。 2. 租税の三原則「公平・中立・簡素」での公平に疑問がある。 <p>（県内の平均宿泊単価は8,000円と聞く。であるとすればかなりの人数が免税点以下となり得る可能性がある）</p>	<p>低価格料金での宿泊者の税の負担感に配慮し、免税点を設定することとしています。</p>
<p>免税点を設定する場合に、課税を逃れるために食事代を通常より割高に設定する施設が出てくると、施設間で不公平感が生じる。また、1棟貸しの宿泊施設も多い地域では、宿泊人数により免税の可否を判断する必要が生じるなど、お客様と施設スタッフの複雑なやりとりや徴収事務の煩雑さが生じる。このため、免税点を「削除」することを切望する。</p>	

ご意見等	県の考え方
⑦課税免除	
<p>教育活動の妨げにならない制度設計にすべき。修学旅行という学校行事（公教育の一環）に課税することは、教育の公共性から考えても問題であるため、修学旅行を対象外にすることは当然。修学旅行の他にも、学校のクラブ活動による合宿や試合等で宿泊をする場合も課税対象から外すべき。</p>	
<p>合宿も学校行事の一つと思うので、課税免除の対象としてほしい。 理由は以下の通り。 1. 合宿も正式な学校行事として遂行されている。 2. 学生はアルバイトなどで合宿費を捻出しており、合宿費を確保できない場合も多くある中で、50円或いは100円を値上げすることも躊躇している。学生から、一般観光客やインバウンドと同等に徴収するのは理不尽であると思う。 3. 他県の同業者との価格競争で不利になり、長野県内での合宿にマイナスの影響が懸念される。</p>	
<p>部活動による合宿（学校単位）のみならず、長野県内の選抜者（県内の様々な学校から集まった学生）や、クラブチーム（学校単位ではない）による合宿を数多く受け入れているが、観光のために宿泊しているわけではない学生たちからも観光振興税を徴収することに、いささか疑問に感じる。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、学校教育の重要性や公的要素が高いこと、県としての学習旅行や合宿誘致の重要性を勘案し、大学の教育活動のほか、学校の認めた学内学生団体・サークルが行う合宿等を含む、学校教育上の見地から行われる行事の参加者を課税免除の対象とすることを検討しています。</p>
<p>課税免除対象を明確に定義しており、現場での混乱は少ないものと評価。ただし、実情を勘案して課税免除の範囲を再検討すべきと考える。なお、対象を広げると想定できない事案が発生しやすくなり宿泊事業者の負担が増大することから、出来るだけシンプルな設定をお願いしたい。</p>	
<p>大学生の合宿も課税免除の対象としていただきたい。殆どの学生さんが親御さんからの援助により合宿費用を捻出している中で、今回の税が導入されると、低料金での宿泊の場合に親御さんの負担感が大きくなり、お客様が別の県へ流れることが懸念される。 大学生の合宿は、観光ではなく、主に技術向上や心身向上を磨くための宿泊である中で、税金を徴収する事に抵抗感がある。（なお、卒業旅行や通常旅行は、観光目的として徴収してもいいと思うが、今後長野県に来なくなる可能性が高いと懸念。）</p>	
<p>「世界水準の山岳高原観光地」実現を目的とするならば、スポーツ合宿のお客様への税負担の説明が難しいので、課税の対象から外していただきたい。</p>	
<p>私は、社会教育団体（活動自治体の教育委員会登録）で子どもの育成ボランティアをしているが、活動費の捻出も参加者や指導者が負担している。今後、このような課税が行われると、活動の範囲や内容を縮小も検討しなければならなくなる。修学旅行と同様に、県内の自治体に社会教育団体として登録申請している団体への課税は対象外にしていきたい。</p>	<p>今回、公教育の重要性を鑑み、学校教育上の見地から行われる行事の参加者を課税免除の対象とすることを検討しています。社会教育団体による活動については、現時点では、その活動内容や対象者の定義づけ及び特別徴収義務者による確認が難しいことから、課税免除とすることは困難と認識しています。</p>

ご意見等	県の考え方
⑦課税免除	
<p>全国的に部活動の地域移行が進められている中で、スポーツクラブ・スポーツスクール等の活動はその受け皿となるべきものであり、その活動への課税は筋が通らないと考えている。</p> <p>教育活動・学校活動に準じるものとして、課税対象にするべきではないと考えるが、いかがか。</p> <p>また、大学の部活動に関しても、体育学部では部活動から論文を作成する学生も少なくなく、観光とは言い難いため、課税対象としてはいかがなものかと考える。</p>	<p>地域移行される部活動については、現時点ではその活動内容や対象者の定義づけ及び特別徴収義務者による確認が難しいことから、課税免除とすることは困難と認識しています。一方、大学の部活動については、公認部・サークルにおいて学校からの証明がある活動について課税免除とすることを検討しています。</p>
<p>未就学児や小学生のいる家族に負担が大きい。宿泊税を実施している他の自治体でも同様なのかもしれないが、大人も幼児も同額という設定では、お客様から納得が得られないと思う。</p> <p>小学生以下、特に未就学のお子様は、観光税による受益が極めて少ないと考えるため、小学生以下のお子様については、観光税の徴収を免除か減額すべきだと思う。</p> <p>(減額は徴収業務を煩雑にするため、免除が現実的)</p> <p>入湯税についても、中学生以上から課税をしている自治体が多いので、この仕組みも考慮して小学生以下のお子様については、税の免除をお願いしたい。</p>	<p>宿泊行為によって得る行政サービスの受益は年齢に関係ないこと及び特別徴収義務者における確認事務の煩雑さを考慮し、年齢による課税免除は検討しておりませんが、施策として子育て家庭の負担軽減を図ることを検討してまいります。</p>
<p>小学生以下の素泊まり料金は、3,000円を前後するケースが多く、判断が難しいケース、処理に手間がかかるケースが多数発生すると思われる。小学生以下は免税にした方が良いのではないか。</p>	
<p>課税免除の対象となるものと、ならないものとの線引きを明確化して欲しい。</p>	<p>手引き等により、課税免除要件等を明確にお示ししたいと考えています。</p>
<p>その他学校行事の内容を明確にする必要がある。</p>	

ご意見等	県の考え方
⑧使途（県事業）	
<p>事業規模が5年間で260億円程度とあるが、市町村へ交付した分は効果測定が十分に行えないと思うので消失したのものと考えるとして、県が使える120億円で260億円以上の価値を生み出す必要がある。そうでなければ、やるだけ無駄。観光消費が少なくとも260億円は落ち込むこととなるが、想定される事業の経済効果が書かれていないので、是非の判断のしようがない。</p>	<p>観光ビジョン（仮称）においてKPIを設定するほか、市町村の実施する事業についても効果測定を求めることを検討しており、県全体に効果が波及するよう取り組みたいと考えております。</p>
<p>使途に「歴史的要素ある観光資源の整備（仮）」のような市街地に関係する内容を盛り込むべきである。市街地に所在する宿泊施設および宿泊目的が市街地のみで完結する宿泊者も多く含まれるにも関わらず、主な使途（1）「長野県らしい観光コンテンツの充実」が「自然公園」「マウンテンリゾート」「移動自体をアクティビティとして楽しめる環境の整備」と、山岳に偏っているように思える。市街地に所在する施設や宿泊目的にも帰する（掠らせる）内容が無ければ平等感が薄れるように感じられる。もちろん市街地の観光の整備や歴史施設整備は、1.（2）観光客の受入環境整備の「観光まちづくり」や市町村への交付金により実施されると思うし、各自治体ごとに行うべきこととも考えるが、全県的に見ると、統一感が無く観光資源として弱い現状があると感じる。市町村を横断や県を横断した歴史的観光資源として長野県は「東山道」「中山道」「北国街道」等の有名な街道筋がある一方、統一感のある整備はされていないし、地点によっては通行が危険になっていたり草木に覆われ所在が不明になっている箇所もある。DMOの整備を進めるにも最終的には自治体を横断した観光資源の整備が必要になるのであるから、市街地の観光資源も整備する項目が必要だと考える。福岡県の「宿泊税」の方が「観光振興税」でないため宿泊者全員が対象でも平等性があり内容も偏っておらず良い。</p>	
<p>使途が主に「山岳観光」中心となっている点について、私の宿泊施設が位置する地域は山岳観光とは直接関係がないため、その税収が特定の分野や地域に偏ることを懸念。長野県には山岳以外にも温泉地や文化的観光資源など、多様な魅力があり、それらすべてが対象となるべき。 提案：税収の使い道を山岳観光に限定せず、長野県全域における多様な観光資源に対して公平に配分することを求める。各地域の特性を生かし、温泉や農業体験、地域の文化を発信する観光プログラムにも資金が投入されることが望ましい。</p>	<p>長野県には、歴史、文化、温泉など、各地にそれぞれの特色があります。長野県の総合計画「しあわせ信州創造プラン3.0」において、「世界水準の山岳高原観光地づくりの推進」を標榜していますが、これは、「コロナ禍で停滞した観光交流が回復し、観光産業の活性化や地域課題の解決が図られ、暮らす人も訪れる人も長野県を楽しんでいる」という長野県観光の目指す姿を一言で表現したものであり、山岳高原地域のみを重点的に整備していくという考えではありませんので、ご理解をいただければ幸いです。</p>
<p>駅前の施設が受け得る恩恵を知りたい。</p>	
<p>2016年から3年間、信州DCキャンペーンのキャッチフレーズは『世界級リゾートへ、ようこそ。山の信州』だったが、違和感があった。信州DCは国内旅行者の誘客を図る事業であるにも関わらず、インバウンド向けのキャッチコピー。その後も山岳観光をうたっているが、信州の観光地は、ほとんどが里山であり、素晴らしい温泉資源こそ信州の魅力ではないか。『森林セラピー』を活用した地域活性化事業については大変魅力を感じるが、長野県が進める山岳観光のヴィジョンとは何か。予算、費用対効果と併せてお示しいただくとともに、森林税の活用もご検討いただきたい。</p>	

ご意見等	県の考え方
⑧使途（県事業）	
<ul style="list-style-type: none"> ・観光地の掲示板を、インバウンドでも、災害時でも活用できるデジタルサイネージを設置していただきたい。 ・長野県には素晴らしい食材がたくさんあるので、農業、畜産事業者と密に連携できる仕組みを確立してほしい。 ・害獣（熊・鹿・猪等）対策としてジビエ料理を提供できる環境を整えてほしい。迅速に食肉処理できる施設、車両を通して、安心、安全に仕入れができるシステムの構築をお願いしたい。信州桜肉（馬肉）の畜産も検討していただきたい。 ・農産物直売所は単なる販売所ではなく、観光コンテンツの案内所機能を付加してもらいたい。 ・インバウンド対応の信州版ピクトグラムを作成していただきたい。また、県民のおもてなしの心を共有するために、信州版クレドを作成していただきたい。 ・地元の1200m級の山も対象にしていただきたい。登山道、トレッキング道、サイクリング道、ウォーキングコースの整備は安全な通学路、地元住民が楽しめる散策コースにもなる。 ・市町村の施策についても県の予算を併用できるよう検討願いたい。 ・観光施策が大きく変わる良い機会なので、街並みの条例を検討願いたい。 ・草津温泉が湯畑の改装からV字回復を成し遂げたように、各観光地の核になる場所に観光特区を設定願いたい。 	
<p>使途に、マウンテンリゾート（スノーリゾート）とあるが、そんな会社経営みたいなのところにも税金を使うのか？事業の偏りがいいのか？（外国の旅行者が多く来訪する地域ばかりに予算が行きそうで怖い）</p>	<p>税導入後の具体的な使途については、市町村、独自課税市町村、宿泊事業者等からなる税活用部会（仮称）において策定する「観光ビジョン（仮称）」により決定することとしています。</p>
<p>「移動自体をアクティビティとして楽しめる環境の整備」の中に、「トレイルの整備促進」との記載がある。信越トレイルは、長野県元気づくり支援金等を活用し、斑尾山から苗場山まで整備された全長110kmのロングトレイル。現在では国内外からの多くの利用者が来訪され、地域の観光資源として定着している。</p> <p>このような背景の中で、活動にかかる費用はNPO法人が負担をしているほか、利用者に任意でトレイル整備の協力金をお願いしているが、それだけでは経費をとても賸いきれず、事業の継続性が大きな課題。</p> <p>一般的にロングトレイルや登山道は、公益的要素の強いインフラ（社会資本）であり、自然環境の保全の上に成り立つ重要な観光資源。これらの資源の保全、活用は継続的な行政支援（負担）なくしては、存続自体が危ぶまれ、観光資源の消失を招きかねない。</p> <p>長野県が外貨を獲得する上で重要な観光資源である山岳観光のインフラ整備について、この財源を活用し事業者への活動支援を継続的に行う仕組みづくりを切に要望する。</p>	<p>なお、いただいたご意見についても、今後の事業検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>想定される使途の中に観光まちづくりへの重点支援とあるが、私の地区では、住民主体で祭りやイベントを多く行っており、観光客からも好評。例えば、盆踊りを町会主体で運営したところ、地域の方々が多く手伝いや踊りに参加し、自然と観光客も輪に加わり大変盛況だったのだが、町会の金銭面の負担が大きく、今年は中止となった。このような観光地の町会へのイベントにお金を出して頂けないかご検討をお願いしたい。</p>	

ご意見等	県の考え方
⑧使途（県事業）	
<p>・長・中期的な視点でどこに重点的な投資をするか考えてほしい</p> <p>・横並びでなくてもいいので、県内の優良な観光地を更に伸ばし、そこを中心に周辺の観光地へお客様が回遊し、お金を落とすしていただけるような仕組みを考えてほしい</p> <p>・長野県は優良な観光地が多く点在しているが、優良観光地以外は、多くが周知不足やアクセスの悪さで苦戦している。県全体に一律にということだと、深く地域を知っていただくことは難しいので、例えば、本年は重点を東信地区に絞ってキャンペーンを行い、自然と食とアクティビティの連携が取れたメニューを開発し提供するといったように、その地域を知ってもらうための施策が実施されることを期待する。そのためには各地の受入体制も必要になるので、1年以上前からその地域に対して準備要請を行い、観光資源の整備、食であればメニューやお土産の開発、新しいアクティビティやその地でしかできない体験などを考えてもらうなど、専門家の活用などの支援も行いながら、準備が進むように周知をお願いしたい。</p> <p>・”面白そう”とっていただくことと、一部の”マニアック”な方たちに訴えかける企画もよいかと思う。</p>	
<p>税を負担されたお客様たちが税負担分だけの満足が得られるような使途に税を使用していただきたい。信州の環境のすばらしさを世界に向けて広く発信し、自然環境を持続し、その中で他の観光地と違う信州を楽しんで頂くような仕組みの検討をお願いしたい。</p>	
<p>徴収義務を負う宿泊事業者が、観光客から直接的に厳しい視線を浴びないようにすることが重要。現段階で想定している使途案は理解できるものだが、本税導入後はその効果を早期に見える化できるよう情報発信を行っていただき、宿泊者に納得していただける税制度にしていきたいと思う。</p>	<p>税導入後の具体的な使途については、市町村、独自課税市町村、宿泊事業者等からなる税活用部会（仮称）において策定する「観光ビジョン（仮称）」により決定することとしています。</p> <p>なお、いただいたご意見についても、今後の事業検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>観光振興財源を活用して今後取り組む必要のある観光施策、長野県らしい観光コンテンツの充実について、上信越高原国立公園内の菅平高原を高地スポーツトレーニングアクティビティエリアとして以下の整備をしていただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1, サイクリング高地トレーニングコースの整備 2, ランニング高地トレーニングコースの整備 3, クロスカントリースキーコース及び関連施設の整備 4, 菅平湿原遊歩道の維持整備 5, 根子岳・四阿山系登山道の維持整備及び、登山道周辺トイレ環境の整備と維持管理費 <p>また、観光振興財源を活用して今後取り組む必要のある観光施策、世界水準の受入れ環境整備について、上信越高原国立公園内にある菅平高原内に以下の整備をしていただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1, 快適なトイレ新設整備と維持管理 2, 多言語対応の案内表示の整備 3, 駐車場の整備 4, 高原内循環EV バスの導入 5, ライドシェアの導入 6, 公共施設へのEV 充電器の設置 	
<p>北陸新幹線各駅から南信の各地域へ、リニア長野県駅から各地域などへの二次交通や周遊バスなど支援いただきたい。</p>	

ご意見等	県の考え方
⑧使途（県事業）	
<p>1. 世界水準の山岳高原観光地づくりのための施策の重点的な実施</p> <p>(1) 長野県らしい観光コンテンツの充実</p> <p>(2) 観光客の受入環境整備</p> <p>(3) 観光振興体制の充実。</p> <p>となっているが、全く具体性が無く、このようなお粗末な案で納得している皆さん、お役所様の気が分からない。</p> <p>民間なら、はっきりとした目的、目標を作って、費用はどの位必要か、それをどのようにして用意するか？から始まるが、役所の考え方は全く逆。考え方を変えた方が良いのでは。</p>	<p>現時点で想定される使途は、「長野県観光振興税（仮称）骨子」や県民説明会資料に記載のとおりですが、税導入後の具体的な使途については、市町村、独自課税市町村、宿泊事業者等からなる税活用部会（仮称）において策定する「観光ビジョン（仮称）」により決定することとしています。</p>
<p>観光振興税の半分が各市町村に還元されるとのことだが、その資金が適切に使われるか、また、観光振興に結びつくか懸念。各市町村での使途の透明性確保も必要。</p>	
<p>市町村がこれまで経常的に行ってきた観光振興施策（予算）とは別に、本税の活用により上乗せした取組が明確に示せるように、市町村の計画と実績報告を求める制度設計としてほしい。納税者はもちろん、特別徴収義務者（地域）に対して必要。</p>	<p>市町村への交付金の交付に当たっては、市町村ごとに計画の策定を求めるとともに、事業実施後は効果の測定等を求める予定です。</p>

ご意見等	県の考え方
⑧使途（市町村交付金）	
<p>常に感じるのは、長野県には素晴らしい観光コンテンツがありながら生かし切れず、稼ぐことに落とし込めていないということ。ほとんどの観光地は環境整備をしたくても元手がない。長野県観光振興税（仮称）の導入はまさしく諸刃の刃。徴収する各観光地に多くの交付金が配分されるならば、地域観光活性化の起爆剤となり、観光事業者だけでなく、住民もまきこみながら、いわゆる『住んでよし、訪れてよしのまちづくり』に邁進できる体制が整うことになる。逆に、宿泊施設が税収補足分を補う、単なる徴収マシンとなり、資金使途もあいまいで、一極に集中するようなことがあれば、長野県の観光は終焉を迎える。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・長野県にはまだ磨かれていない原石の観光地がたくさんある。この観光振興税によって地域に光をあててほしい。ブラッシュアップするチャンスがほしい。地域で稼いだお金で地域を守ることが重要。 ・一極集中しないように、県では北信・中信・東信・南信のブロックを越えて交付金を分配しないでほしい。各市町村も、なるべく多く徴収した地域に還元していただきたい。その地域がまとまる礎にしていきたい。 ・その地域の観光に直接関係ないインフラ事業、災害対策費、地域公共交通の補填など、資金使途の過大解釈はしないでいただきたい。 ・地域に還元する交付金を国の補助金、助成金の一部として活用できるようお願いしたい。より大きな事業展開が見込めるため。 	<p>長野県は、県内全体が観光地とも言える観光県であり、その発展のためには、地域が独自性を発揮して取り組むとともに、県と市町村が一体となり広域的な視点を持ちながら、観光施策に取り組む必要があると考えています。このため、市町村に対して、新規・拡充する観光施策に活用可能な「一般交付金」（県税活用可能額の1/3）に加え、当該年度の重点施策に活用可能な「重点交付金」（県税活用可能額の1/6）を交付することとし、市町村と施策の方向性を共有しつつ、市町村の自主性に配慮した仕組みとしています。</p>
<p>既存施設の運営をどのように行っていくか、そもそも存続させるべきかについては各自治体の財政状況に大きく左右される。そこで、市町村への交付金の決定においては、既存施設の整備・運用、場合によっては廃棄の使途にも配慮した配分を検討いただく必要があると考える。</p>	<p>なお、納税者である宿泊者に効果を実感していただけるよう、「一般交付金」については、宿泊実績（納税実績）を基本とし、「重点交付金」については、宿泊実績及び宿泊者の周遊実績により算定することとしています。</p>
<p>市街地にある宿泊施設に、税収が回されないのではないかと感じる。市街地側エリアの方が税収が多くなった場合に、それ以外のエリアに多額の予算を回せば不満の対象となる。</p> <p>使途の順番を（1）観光客の受入環境整備（2）観光振興体制の充実（3）長野県らしい観光コンテンツの充実とすれば、地域差は多少解消できるのではないかと。また市町村への交付金額割合を増やせばよいのではないかと。</p>	<p>なお、各市町村において交付金により実施する施策については、地域の声をお聞きした上で、市町村において決定されるものと考えます。</p>
<p>市町村配分1/2としているが、多額の税を納めることになる市町村は県に収める金額が多くなり、県で使う予算1/2が、納めた市町村外で多く使われるようなことになると不満が発生するのではないかと。県予算の使途の公平性が重要になる。</p> <p>また市町村内でも、予算が地域ごとに均等（税収額に応じて）に配分されるか心配。各地域の旅館組合等に予算配分する方法も検討してほしい。</p>	
<p>一部の地域へ偏重して使用されないよう、県全体に公平に還元する方式を担保してほしい。</p>	
<p>「2. 市町村への交付金」に「税収額（徴税経費等を除く）のうち 1/3 は、自由度の高い「一般交付金」として、1/6 は県が定める重点施策に活用可能な「重点交付金」として、」とあるが、①1/6は1/3に含まれる内容なのか、それとも②1/3と1/6は並列なのかに疑問が残る。</p>	<p>市町村において、新規・拡充する観光施策に活用可能な「一般交付金」（県税活用可能額の1/3）に加え、当該年度の重点施策に活用可能な「重点交付金」（県税活用可能額の1/6）を交付することを検討していますので、県税の活用可能額のうち、最大1/2を交付金として市町村に配分することとしています。</p>

ご意見等	県の考え方
⑧使途（市町村交付金）	
<p>観光振興税の半分が各市町村に還元されるとのことだが、その資金が適切に使われるか、観光振興に結びつくか懸念。各市町村での使途の透明性確保も必要。</p>	<p>交付金の交付に当たっては、市町村ごとに計画の策定を求めるとともに、事業実施後は効果の測定等を求める予定です。また、市町村における使途については、地域の関係者の皆様のご意見をお聞きした上で決定し、その活用の結果等についても公表するよう、市町村に伝えたいと思います。</p>
<p>各市町村が返還された税収をどのように活用したのか、その具体的な使途を公開する仕組みを設け、観光業者や地域住民がその効果を確認できるようにしていただきたい。また、市町村ごとに観光振興に関連する施策を進める際には、観光業者や地域の声を反映する仕組みも検討していただくと、地域に根ざした観光振興が期待できると思う。</p>	
<p>地元役場が対応できる体制を整えてから開始してほしい。また、世界水準の観光地となる為の知識があり、実行力のある観光専属の県職員を、各市町村へ数名ずつ派遣してほしい。</p>	<p>市町村交付金の活用等もご検討いただきながら、市町村において、観光振興体制の強化を図っていただきたいと考えます。</p>

ご意見等	県の考え方
⑨租税調整	
<p>独自課税を検討している市町村では、多重課税される印象が否めない。徴収した地域に還元される仕組みを望む。</p>	<p>納税者の負担感及び市町村の課税自主権に最大限配慮し、市町村が宿泊行為に課税する場合は、県税額を最大150円に引き下げることとしています。</p>
<p>租税調整の税率は100円(税率300⇒200×1/2)にしたかどうか。市町村が独自の宿泊税を制定した場合、必ずしも150円超の税率に設定するとは限らず、先行自治体でも100円としている場合がある。その場合、市町村は県よりも実入りが少なく、高い徴税費を負担することになるので、市町村で徴収することは困難だと思われる(市町村に払い込んでもらっている個人住民税も県の税率は市町村よりも低い)。したがって、県の租税調整税率は100円に設定した方が無難だと考える。 また、市町村で入湯税を徴収している場合は、一人一泊に対し消費税、入湯税、市町村宿泊税、県宿泊税と4種類の税が課されることになり、特別徴収義務者にとっては煩雑、利用者にとっては負担感が増す。負担感を抑えるためにも県の税調整は100円が望ましいと思われる。</p>	
<p>利用者の負担軽減等の観点から税額を200円とした場合の租税調整についても、税率を1/2(100円)とすること。</p>	
<p>租税調整として独自課税を行う市町村における税率は150円とあるが、これは徴収義務者としての宿が納税者たる宿泊者から300円を徴収し、それを市町村に納め、市町村は県に150円を県税として納める。という事と理解している。 骨子案の説明などでは「独自課税」を行う市町村には配慮していると聞くが定額300円・租税調整150円の制度設計では低価格帯への配慮が無い事を含め市町村による「課税自主権」を狭めている。 「市町村配分」の1/2とも関連するが、骨子案での「定額」で考えるのであれば定額200円での租税調整100円程度まで下げないと独自市町村の課税自主権による独自課税の幅と市町村の財源を狭くしてしまうと考えられる。当然、県税としての財源は減るが、独自課税する市町村は独自の課税余地が増え、独自の課税による独自の財源は増える。そもそも各地の観光地や市町村が独自性と独自財源をもって観光を発展させる事が世界水準の観光を目指す上では必要であり、その上で県としての財源も確保できれば良いので県300円ではなく県200円、市町村100円とすることが望ましいと考える。</p>	<p>県において、市町村への財政支援も組み込んだ制度としていることや、県において想定される事業規模等を考慮し、税額を設定しています。その上で、税の負担感や市町村の課税自主権に最大限配慮し、市町村が宿泊行為に課税する場合は、県税を最大1/2まで引き下げることとしています。 なお、低額の宿泊料金の場合の宿泊者の負担感については、免税点を引き上げることを検討しています。</p>
<p>独自課税市町村における県税率が一律150円というのは公平なのか。多額を納める市町村では、県税率を減額してほしい。</p>	

ご意見等	県の考え方
⑩使途検証	
<p>この観光振興財源の目的地はどこか？「世界水準の山岳高原観光地」というのが抽象的過ぎてわからない。観光客数か観光消費額かいずれかの数値目標は欲しい。そうでないと、見直しや効果測定ができなくなるのではないか？ただ、観光客数を増やすとなるとオーバーツーリズム対策と逆行するし、観光消費額を増やそうとすると、本来観光消費に行くはずだった48億円を行政が消失させていることに他ならないのに、消費額を増やすというのがものすごく矛盾してると思う。</p>	<p>税導入に当たっては、お寄せいただいたご意見のとおり、観光消費額、宿泊者数、旅行者の満足度等の数値目標（KPI）による検証が必要になると考えています。また、税導入により、減少すると御主張される観光消費額相当の税収が新たな投資となり、旅行者の満足度向上に資する取組を進めることで、リピーターの獲得や長期滞在を促進し、地域経済に好循環を生み出すことが期待できると考えます。</p>
<p>山岳は整備をした道や建設物の劣化が激しい過酷な環境。その場合、維持をするか破棄するかの決定が必要になる場合もあるはずで、端的に「検証」と記載があるが、どのような検証をしていくのか。収支と言う点だけで言っても、特に山岳のアクティビティは「交通費」「宿泊費」「飲食代」等により、地場産業への程度のお金を落とすのかと言う問題もある。全県的に税を取り単年約50億円の税収を見込めても、観光＝山岳にかけた使途に対して整備した支出と回収が見込めるのか。そもそも山岳ではなく、もっと集客と集金に還元でき維持も簡単な内容があるのではと言う疑問もある。有効な検証の要請と、営利が絡むので、少なくとも試算表や決算書のような収支報告を、可能であれば事業ごとに作成してほしい。</p>	<p>宿泊施設や公共交通機関のDXの推進や市街地の受入環境整備等に取り組むことも想定されており、山岳高原地域のみを重点的に支援していくという考えではありませんので、ご理解をいただければ幸いです。なお、税の収支等の情報については、決算資料としての公表のほか、使途検証においても公表することを前提に取り組むこととしています。</p>
<p>使途の選定、交付金額の決定、効果検証などについては、県、当事者、関係団体以外の第三者委員会によるチェックが必須である。（目的税である事と、不正や癒着を排除するため）</p>	<p>観光ビジョン（仮称）（使途の計画）及び使途の検証は、市町村、独自課税市町村、宿泊事業者等からなる税活用部会（仮称）において行う予定です。会議は原則公開で行うとともに、税の収支等の情報についても公表することを前提に取り組むこととしています。また、税導入後は、基金を設置し、一般財源と明確に区別して管理・運用する予定です。</p>
<p>観光振興税が導入される場合、宿泊業者や観光業者が納得できる形で、税の使い道が明示されることが極めて重要。宿泊料金に対する追加のコストをお客様に求める以上、宿泊施設はその責任を担っている立場であることを十分に理解していただきたいと思う。たとえ300円でも、お客様はその負担に対する対価を敏感に感じ取るため、税金が観光業の発展にどのように使われるのかを明確にし、観光客や宿泊業者にもその効果が実感できる形で投資されるべき。 提案：「収支報告書」や「観光振興施策報告会」などで、定期的に徴収された税金がどの施策に使用されたのかを公表し、透明性を確保してほしい。また、各市町村の税の使い道についても、透明性を保つため、各市町村レベルでも報告義務を設け、どのように資金が使われたのかを公開することを強く求める。お客様が負担した分、その価値を実感できるような効果的な投資をお願いしたい。</p>	
<p>税の管理・運営をどのように透明性を持って行っていくかが不明確な点を懸念。特に、観光目的以外の宿泊者にも課税がされることから、不公平感を持たれる可能性がある。公平な運営が求められるため、予算の配分については慎重かつ十分な配慮が必要。</p>	
<p>観光振興税活用部会（仮称）について、メンバーの選定が偏りなく行われなければ、不公平な運用がまかり通る可能性があり、ひいては観光振興の本来の目的が達成されない恐れがある。また、組織の形態によっては、天下りや不正の温床となりかねない。こうしたリスクを回避するためにも、第三者の監視や外部専門家を含めた透明で公正な体制を確立していただきたいと考える。 長野県観光業の未来に向けて、透明で公平な仕組みのもとで観光振興税が有効に活用されることを願っている。</p>	
<p>県税についてかなり見える化が進んでいると考えるが、観光振興税についてはどのように県民に見える化が行われるか。民間の協力なくして進められないと想像する。</p>	
<p>資金使途の自由度は高く、チェックは厳しく。</p>	

ご意見等	県の考え方
⑩ 使途検証	
<p>使途については、使途方針や使途検証のしくみを明確にしたほか、一般財源と区別して管理するため基金を創設するなどして観光振興以外の事業へ流用することができない仕組みにするなど、十分な配慮がされていると感じた。</p>	<p>県の制度の考え方についてご理解をいただき、感謝申し上げます。</p>
<p>入湯税は各市町村の一般財源として活用されており、温泉の保護、環境整備には使われていない実情がある。このように、資金使途が不条理、理不尽であってはならない。</p>	<p>税導入後は、基金を設置し、一般財源と明確に区別して管理・運用する予定です。</p>
<p>使い切り予算ではなく、次年度でも、より大きな事業展開が図れる基金を創生願いたい。</p>	
<p>「長野県らしい観光コンテンツの充実」が使途の第1項目とされているが、ふるさと創生事業のケースの二の舞にならないかとの懸念がある。「観光ビジョン」においては、ゆるぎない方向性に立って長期的な計画を策定し、懸念を払しょくできる内容を示す必要があると思われる。新たな課税については、どのような使途に使われるのか、その効果の見込みはどうかについて納税者の理解が不可欠。</p>	<p>観光ビジョン（仮称）の策定に当たっては、御指摘いただいたような視点を踏まえ検討してまいります。</p>
<p>目的税として予算を配分する側（長野県）にも不正が無いようにするために厳しい罰則規定が必要。</p>	<p>税の活用に当たっては、地方自治法等の法令に則ることはもちろん、使途の検証・公表を通じ不正を疑われることのないよう取り組んでまいります。</p>
<p>市町村への分配も含めて、使途に対し、公平性、納得性をどのように担保するかが不明瞭。</p>	<p>交付金の交付に当たっては、市町村ごとに計画の策定を求めるとともに、事業実施後は効果の測定等を求める予定です。</p>
<p>県で使用された予算に関しては、どの地域にどの程度金額が配分されたかも明示する必要がある。決算書に関しては目的税の公平性を検証するためにも一般情報公開が必須。</p>	<p>税の収支等の情報については、決算資料としての公表のほか、使途検証においても公表することを前提に取り組むこととしています。</p>
<p>県の使途及び市町村の交付金の使途をすべて明らかにする仕組みを作してほしい。</p>	
<p>年度別の明瞭、明確な収支を公表してほしい。</p>	
<p>使途の決定及び検証については、特別徴収義務者である宿泊事業者が、（形式的ではなく、）実質的関与できるような仕組みを構築し、運用すること。</p>	<p>使途の決定及び検証は、税活用部会（仮称）の構成員として想定している宿泊事業者のご意見も踏まえ取り組むこととしています。</p>

ご意見等	県の考え方
⑪その他	
特別徴収義務者の受入態勢が整ってから徴収を開始してほしい。	宿泊事業者に向けた説明会の実施等により、税導入に向けて十分な周知を図りたいと考えています。
<p>宿泊税の導入により、旅行客の数が減った場合は誰が責任を取るのか。全ての都道府県が導入しているならまだしも、旅行客からすれば宿泊税がある県にはいかないと考えるのが普通だと思う。</p> <p>宿泊施設があるから宿泊客が来るわけで、宿泊税で宿泊事業者を苦しめる結果になるのは、大きな間違いに感じる。税金の導入には国や県が責任を持ち、宿泊事業者を守ることが大前提だと思う。</p>	他の先行自治体の例では、宿泊税導入後において、宿泊者数の減少傾向は見られておりません。なお、納税者はもちろん宿泊事業者にも税導入の効果を実感いただけるよう、県が責任を持って取組を進めてまいります。
経営感覚があり、稼ぐことを理解している方を県、市町村の責任者に任命してほしい。	県及び市町村において、観光振興体制の強化を図り、責任を持って観光振興に取り組む必要があると考えます。
<p>宿泊料金が高くなってきた状況で更に課税すると旅行者（特に若者）の需要が打撃を受けるのではないかと？</p> <p>当宿ではコロナ前と客数が同水準に復帰し、またコロナ前と比べて15%程度の値上げを行ったが、水道光熱費や食材コストが上昇し想定外の赤字となってしまった。そのため来年もある程度の値上げをせざるを得ず苦慮している。低価格帯宿のほとんどが同様な状況と思う。その状況でさらに宿泊税が課せられると、信州を訪問する若い旅人が減るのではないかと？</p>	他の先行自治体の例では、宿泊税導入後において、宿泊者数の減少傾向は見られておりません。なお、低額の宿泊料金の場合の宿泊者の負担感については、免税点を引き上げることにより配慮することを検討しています。
違法な民泊事業者には厳しい取り締まりをお願いしたい。	税制度の導入に先立ち、無許可営業の宿泊施設の捕捉及び指導の強化を検討してまいります。
公正で、納税者や特別徴収義務者の納得が得られる税とするため、違法民泊など旅館業法や住宅宿泊事業法の無許可、無届事業者の撲滅を図ること	
1棟貸しのコテージ等の宿泊実績（宿泊者数）の適正な把握を図ること。	宿泊者名簿の適正な記載を指導します。
免税・課税免除措置を受ける特別徴収義務者についても適正な指導、宿泊実態の把握を図ること。	申告納税制度を担保するとともに、適正かつ公平な賦課徴収の実現に資するような徴収体制の最適化に取り組みます。
素泊まりの宿泊料金算定については、公平でかつ特別徴収義務者の混乱を生まないように、宿泊事業者と調整のうえ、長野県としての明確な基準を示すこと。	宿泊料金の判定が容易に行えるよう、先行自治体の例を研究の上、判定事例をお示ししたいと考えています。
入湯税を設けている市町村で、振興税も徴収するとなると、費用負担が大きくなり宿泊者が減少するのではないかとと思われる。県としても、各自治体に入湯税の再考を案内してほしい。	入湯税と宿泊税は、課税の趣旨が異なり、課税客体を異にすることから、二重課税とはならないと考えます。なお、入湯税は市町村税であることから、その見直し等については、必要に応じて市町村において検討されることと考えています。
入湯税と振興税が二重課税となる。調整必要。	